

貯金規定・商品概要説明書の一部改正について

J Aバンクでは、平成31年4月1日より、以下の貯金規定・商品概要説明書について一部改正を致しますのでご案内申し上げます。

【対象となる規定】

◆貯金規定

- ・教育資金贈与税非課税措置に関する特約
- ・結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

◆商品概要説明書

- ・J A教育資金贈与専用口座
- ・J A結婚子育て資金贈与専用口座

【改正内容】

(1) 教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置

- ・適用期限を2021年3月31日迄延長すること
- ・受贈者の合計所得に上限が設けられること
- ・対象となる教育資金の範囲の変更
- ・教育資金管理契約期間中における贈与者死亡時の取扱い
- ・教育資金管理契約の終了事由の変更

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- ・適用期限を2021年3月31日迄延長すること
- ・受贈者の合計所得に上限が設けられること

※改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。